

# 別紙 3

## 重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービス

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションのサービス（指定居宅サービス）を提供するにあたり、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年奈良県条例第17号）147条・9条1項・144条、「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成24年奈良県条例第18号）125条・52条の2第1項・122条に基づき、事業者が、利用者に対し、説明を行って、その同意を得なければならない「重要事項」は、以下のとおりです。

### 1 事業者概要

事業所名	介護老人保健施設ぬくもり葛城	法人種別	社会福祉法人誠安会
事業所の所在地	奈良県葛城市西室 150-8	管理者氏名	上田 進彦
電話番号	0745-51-8044	FAX 番号	0745-69-8007

### 2 事業所名・居宅介護サービス等の種類及び所在地等

介護保険法令に基づき奈良県知事から指定を受けている事業所名及び指定番号	介護保険法令に基づき奈良県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	所在地 電話番号 FAX 番号	通常の事業の実施地域
介護老人保健施設 ぬくもり葛城 2954880015	(介護予防) 通所 リハビリテーション	葛城市西室 150-8 TEL 0745-51-8044 FAX 0745-69-8007	葛城市(竹内街道より南側の地域)・大和高田市・橿原市(JR 桜井線高田駅～香久山駅間より南側、且つ橿原高等学校～JR 桜井線香久山駅より西側の地域)・御所市(権道 09 号線より北川の地域)

### 3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態にある高齢者に対し、居宅サービスを利用できるように、適切な援助を提供します。
運営方針	要支援・要介護者の心身の状態を総合的に把握した上で、医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師等が共同して(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。当該計画に基づき通所施設において理学療法・作業療法・言語療法・その他必要なリハビリテーションを実施し、利用者の身心機能の維持・回復を目指します。また、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行います。

#### 4 事業所の職員体制等

職員の職種	員数	勤務体制	業務内容
事業所の管理者	1名	兼務	事業所の運営を統括し、利用者へのサービス提供について、従業者の管理・指導を行います。
医師	1名	兼務	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医療対応・医療行為を行います。
看護職員	1名以上	専任	医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等の医療対応・医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
介護職員	5名以上	専任	利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護業務に従事します。
理学療法士	2名以上	兼務	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し専門的な指導を行います。
作業療法士			
言語聴覚士			
管理栄養士	1名以上	専任	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

#### 5 事業所の営業日・サービス提供可能な時間帯等

営業日	月曜日から土曜日（1月1日及び1月2日を除く）
営業時間（一日）	9時00分から16時30分まで
営業時間（短時間）	9時00分から12時00分まで、または12時30分から15時30分まで

#### 6 事業所の利用定員

利用定員	80名
------	-----

#### 7 サービスの内容及び利用料金等について

- (1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、できる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画に基づいて、要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化に資するよう、その目標を設定し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行って、利用者の心身の機能の維持回復を図るための援助を行うものです。その具体的内容は、基本契約書・別紙1の利用約款末尾の「通所のご案内」等記載のとおりです。
- (2) 利用料金は、基本契約書・別紙2の「利用料金表（介護予防）通所リハビリテーションサービス」記載のとおりです。介護報酬等の改訂等により利用料金に変更等がある場合は、改訂後の「利用料金表（介護予防）通所リハビリテーションサービス」を新たに交付して、説明します。
- (3) 利用者の都合によるサービス提供中止（キャンセル）時の利用料金（キャンセル料）につきましては、利用予定日の当日午前10時までに申出があった場合は利用料金は請求しませんが、

以後の申出につきましては当日の食費相当額を請求します。

- (4) 利用料金・その他の費用の支払い、原則として、利用者の方で南都銀行及び奈良県農業協同組合で預金口座を開設していただき、当該口座からの自動引落としとします。利用料金・その他の費用は、サービス提供月ごとに月末を締め日として計算し、翌月の15日ごろに請求書を発行します。口座からの自動引落としは翌月25日（休日の場合は翌営業日）となります。
- (5) 利用料金・その他の費用の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。
- (6) 保証人は、利用者の身元引受人兼連帯保証人として、利用契約に基づき利用者が負担する一切の債務を保証して支払うものとします。ただし、保証人としての支払いの上限額（極度額）は、利用契約に基づき定められる利用料（基本料金・自己負担分）の30カ月分に相当する金額（当該金額が30万円を下回る場合は30万円）とします。

## 8 非常災害対策

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づく防火管理者を設置して非常災害対策を行います。	
①	防火管理者：1名。
②	火元責任者：1名。
③	非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
④	非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
⑤	火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
⑥	防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
⑦	① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上 （うち1回は夜間を想定した訓練を行います。） ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上 ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

## 9 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス提供に従事する職員に対し研修を実施し、顧問弁護士に迅速に相談して助言が得られるようにするなど必要な体制の整備を行っています。

## 10 秘密保持・個人情報保護について

事業者は、基本契約書・別紙1の利用約款第14条に基づき、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないよう必要な処置を講じます。また、利用者、保証人及びその家族の個人情報・プライバシー情報（病歴等の要配慮個人情報を含む。）について、基本契約書・別紙4の個人情報保護指針に基づいて、その収集・利用・提供・管理等を行います。

## 11 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者・保証人は、利用契約書・重要事項説明書等重要な書類を通読し、内容の理解が難し

い場合は、必ず事業所の職員に質問して説明を求め、理解に努めるものとします。

- (2) 利用者・保証人は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の拡大防止に協力するものとし、事業所の職員の指示に従うものとします。
- (3) 飲食物を事業所の施設内に持ち込むことは禁止です。
- (4) 利用に際しては、所持品は、利用者自身の責任で管理することとなりますので、貴重品・高額な現金を施設内に持ち込むことは禁止です。所持品について、紛失・破損等が生じても事業所では責任を負いません。
- (5) 施設利用に関する重要な通知等は、利用者の連絡帳ファイルに記載するか、同封するなどの方法で行いますので、利用者・保証人は必ず確認してください。
- (6) 事業所の職員に対する「セクシャルハラスメント」(相手方の意に反する性的な言動をいいます。特に男性のご利用者様による女性職員に対するもの。 )、「カスタマーハラスメント」(悪質なクレーム・不当要求行為などをいいます。)に該当する行為は、職員に大きなストレスを与え、利用者へのサービス提供の妨げになり、他の利用者に迷惑をかけますので、厳重に禁止します。
- (7) 利用者の中には、加齢・疾病により、①骨がもろくなり通常の対応による軽度の外力でも容易に骨折する、②皮膚が薄くなり僅かな摩擦でも表皮剥離ができる、③血管がもろくなり通常の対応による軽度の外力でも皮下出血(あざ)ができる、④水分や食物を飲み込む力が低下し誤嚥・誤飲による肺炎や窒息の原因となる、などの身体の変化・症状が生じることがありますが、施設利用中に怪我・病変で利用者の健康状態に問題が生じた場合は、保証人又は利用者の家族に連絡をして、家族の送迎による帰宅・病院受診をお願いします。
- (8) 介護保険法令に基づき、事業所では、身体的拘束その他利用者の行動を制限するような行為は行っていませんので、利用者の身体状況によっては、転倒・転落等の事故が発生する場合があります。転倒・転落等によって骨折等の外傷を負うこともあります。
- (9) サービス提供中に何らかの事故が発生した場合は、必要に応じて、保証人又は利用者の家族、主治医等に連絡をして、看護職員による処置や救急車の手配など適切な対応を行います。

## 1 2 相談窓口

窓 口	利用時間	利用方法
社会福祉法人誠安会 介護老人保健施設ぬくもり葛城	月～土 9時から17時 1月1日及び1月2日を 除く	電話 0745-51-8044 受付 ぬくもり葛城 (苦情対応責任者：拠点所長)
葛城市介護保険担当課	月～金 8時30分から17時15分 (祝日・12月29日から 1月3日は除く)	電話 0745-48-2811 受付 介護保険担当課
奈良県国民健康保険団体連合会	月～金 8時30分から17時15分 (祝日・12月29日から 1月3日は除く)	電話 0744-29-8311 受付 橿原市大久保町 302-1 市町村会館内

## 1 3 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

意見箱等の利用者の意見等を把握する取組	あり		
第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

以上